

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月10日

徳島県監査委員 稲田米 昭  
同 矢田 等  
同 井関 穂  
同 岡川 佳  
同 井川 佑  
同 井川 龍 樹  
同 井川 龍 二

監査結果の公表年月日	平成28年11月16日			
監査の結果			講じた措置	
<p>(1) 収入で未収となっているもの</p>	<p>&lt; 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 &gt;                      県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p>		<p>滞納となった県税等については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき，計画的かつ効果的な滞納整理に取り組むこととしている。</p> <p>平成27年度の「県税」の収入未済額は，1,078,240,044円であり，税目別では，市町村が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の79.2%，自動車税が6.6%とこの2税目で県税収入未済額全体の85.8%を占める状況であった。</p> <p>〔参考〕</p> <p>「個人県民税」の収入未済額 854,432,242円                      （対前年比 100,881,350円）</p> <p>「自動車税」の収入未済額 71,615,682円                      （対前年比 8,424,151円）</p> <p>特に収入未済額の大部分を占める個人県民税の徴収対策として，平成28年度における市町村への徴収支援策については，4市町に対し概ね半年以上1年以内の間，3町に対しては3か月の間，それぞれ職員を派遣し滞納整理全般の支援を行うとともに，地方税法第48条の規定に基づき住民税の徴収を2市から引き受け県の徴税吏員が滞納整理を行ったほか，市町村の徴税吏員を対象に研修会を実施した。</p> <p>また，11月から12月の「県下一斉徴収強化月間」には，全市町村において県と市町村との「共同催告」を実施するなど市町村との連携を強化し，滞納を許さない気運を醸成するとともに新規滞納の抑制を図った。</p> <p>自動車税を始めその他の税目については，電話催告や戸別訪問による納税指導の上，定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を協議し，納付意志を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組むこととした。</p> <p>また，7月から9月まで「滞納繰越分整理強調月間」を設定して滞納繰越分を集中的に処理するとともに，滞納件数が最も多く収入未済額</p>	
	<p>県税の収入未済額の状況</p>			
	平成27年度決算額	1,078,240,044円		
	平成26年度決算額	1,211,773,572円		
	増減額	133,533,528円		
	<p>税外収入の収入未済額の状況</p>			
平成27年度決算額	30,596,403円			
平成26年度決算額	31,436,889円			
増減額	840,486円			

も多い自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求めて進行管理に努めた。

さらに、平成28年度においては、差し押さえた不動産・自動車及び動産の「インターネット公売」を実施したほか、滞納者宅の捜索を実施するなど滞納整理の強化を行った。

以上の取組の結果、東部県税局管内の県税の平成27年度決算における収入未済額1,078,240,044円が、平成29年1月31日現在で680,943,370円となり、397,296,674円（36.8%）減少した。

また、税外収入は収入未済額30,596,403円が、29,252,824円となり、1,343,579円（4.4%）減少した。

今後も納期内納付向上の広報、適時適切な納税指導により自主納税の促進を図るとともに、公正公平な税務行政を進めていくため、厳正な滞納処分を実施することで、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町村と連携を一層密にして、徴収支援の充実を図る。

< 医療政策課 >

返納金（看護師等修学資金貸付金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金貸付金等）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	3,186,357円
平成26年度決算額	3,227,555円
増 減 額	41,198円

収入未済額については、個別の償還指導等により債務者の生活・資力状況に応じた償還計画に基づく償還がなされているところであるが、経済的な事情等から一部償還が滞っている者については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めるとともに、債権回収強化月間を設定し、集中的に文書や電話、自宅訪問を実施し、滞納繰越額の縮減に努めているところである。

その結果、平成27年度決算額で3,186,357円であった収入未済額のうち、平成29年1月末までに、353,357円を収納した。

今後においても、継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促を行うなど、一層の収入確保に努めるとともに、新規貸与者については貸付時に貸与者及び連帯保証人に制度を周知徹底する。

また、現年度償還者が納期限を過ぎても入金しない場合には、速やかに、文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

< 地域福祉課 >

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	1,162,200円
平成26年度決算額	1,240,600円
増 減 額	78,400円

債務者が指定養成施設卒業後1年以内において、県内で介護福祉士等として7年間（過疎地については3年間）引き続き従事した場合に返還免除となるが、卒業後、規則で定める指定業務に従事しないことにより返還債務が発生し、収入未済となっている。

返納金については、債務者及び連帯保証人に対し、文書や昼間・夜間の電話、自宅訪問による償還指導を行うとともに、個々の債務者等の生活状況の把握にも努めてきた。

その結果、平成27年度決算額で1,162,200円であった収入未済額のうち、平成29年1月31日までに、10,000円を収納した。

今後においても、文書や電話等により継続した償還督促を実施するとともに、債務者等の生活状況に応じた分割納付などにより着実に償還させ、一層の収入確保に努めたい。

< 障がい者相談支援センター >

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	10,751,630円
平成26年度決算額	11,329,330円
増 減 額	577,700円

1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組

- (1) 収入未済が発生する恐れのある加入者には、改めて制度の仕組みを説明して注意喚起するとともに、加入者との良好な関係を築き、収入未済の発生防止に努めている。
- (2) 新規加入希望者には、「重要事項説明書(平成24年度作成)」を用いて本制度の仕組み・支給要件・脱退時の取扱などを説明し、十分な理解が得られるよう努めている。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用(平成27年7月開始)による状況把握を行い、年金過払いによる未収金発生を未然に防ぐとともに、適切な債権管理に努めている。

2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組

- (1) 平成28年5月20日に未収金ケース検討会(当センター・障がい福祉課)を開催し、現状の共有と「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金取扱要領」に基づく取組方針について検討した。
- (2) 督促文書の隔月送付により定期納付を促すとともに、戸別訪問により制度の仕組みへの理解及び未収掛金の納付を求め、訪問時に不在で連絡が取れない場合には、繰返しの訪問・電話・手紙の送付等による適切な債権管理に努めている。
- (3) 納付計画書の提出を求め、電話・手紙の送付等により継続納付を促している。

これらの取組の結果、平成27年度決算額で10,751,630円であった収入未済額のうち、平成29年1月末までに、807,700円を収納した。  
今後も引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努めていく。

< 東部保健福祉局 徳島庁舎 >

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成27年度決算額	178,310,545円
平成26年度決算額	171,766,890円
増 減 額	6,543,655円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

1 返納金の未収(178,310,545円)のうち、

- (1) 児童扶養手当返納金の未収(5,803,700円)については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促や、戸別訪問(随時)による未収金回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行った。  
また、市町村と連携し、年3回の定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生の未然防止と早期発見に努めた。

その結果、平成29年1月末までに、389,980円を収納した。

今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導等を行うことで、収入確保に努めるとともに、受給者に対し資格喪失や対象児童数の減等の届出を確実にを行うよう徹底することで、返納金発生の予防に努めたい。

- (2) 生活保護返納金の未収(172,506,845円)については、「生活保護

平成27年度決算額	158,076,827円
平成26年度決算額	157,162,975円
増 減 額	913,852円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	19,470,301円
平成26年度決算額	20,592,697円
増 減 額	1,122,396円

返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状等の文書送付、電話、訪問等あらゆる機会を捉えて未収金回収に努めるとともに、債権管理台帳による適切な債権管理を行うほか、局内対策会議を定期的に関催し、職員間での情報共有を図った。

さらに、地区担当者等がチームを組んで、被保護世帯のうち、納入が滞っている世帯や少額の返還を行っている世帯を見直し、返納金の増額に取り組むとともに、平成27年度からは、12月を未収金回収強化月間として、訪問による督促を強化した。

このほか、保護開始の際には、担当者による面接を行い、制度の趣旨や収入申告義務等の説明を徹底するとともに、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるなど、適正な償還に関する指導を行った。また、返納金が発生する可能性がある場合には、適時資産の調査を実施するとともに、平成26年の生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めた。

その結果、平成29年1月末までに、8,808,506円を収納した。

今後とも、管内町村、民生委員等関係者とさらなる連携強化を図り、債務者等の生活状況を把握し督促の強化を図るとともに、被保護者に対し定期的に「申告義務のしおり」を配布し適正な収入申告についてのより一層の徹底を行うなど、新たな未収金発生防止に努めたい。

- 2 母子福祉資金貸付金元利収入の未収(158,076,827円)及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の未収(19,470,301円)については、「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し督促状の送付や償還状況の通知、訪問や電話による償還指導を実施するとともに、償還開始後間もなく滞納が発生した場合には、速やかに連絡を取り状況確認の上、指導を強化した。

また、貸付金償還指導強化週間を12月及び2月の2回設定し、夜間の電話による督促や訪問による督促を重点的に実施することで未収金の収納に努めた。

併せて、債務者の利便性も考慮して、通常の納付書による収納に加えて、県指定金融機関等に口座を有している者を対象とした、口座再振替制度の利用を積極的に勧めることで、より確実な収納を図った。

さらに、貸付申請時には、担当者と母子・父子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や連帯保証人の責務等の説明を徹底するとともに、適正な償還に関する指導を行い、併せて、平成26年度からは財産調査に関する同意書の提出を求めるなど、未収金の発生予防に努めた。

また、償還開始の6か月前には借受人の連絡先と現状確認を行い、1か月前には償還開始の通知を徹底するほか、口座振替による償還が確実となるよう連絡先及び引落口座の確認をするなどして、円滑な償還が開始されるよう努めた。

その結果、平成29年1月末までに、母子福祉資金貸付金で8,694,94

4円、寡婦福祉資金貸付金で633,511円をそれぞれ収納した。  
 今後とも、市町村と連携して適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るほか、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子・父子自立支援員による各種相談や就労による自立支援にも取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し対策を検討するなど、引き続き未収金の縮減に努めたい。

< 企業支援課 >  
 中小企業近代化資金貸付金元利収入、同貸付金にかかる違約金及び延納利息の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	1,262,559,952円
平成26年度決算額	1,267,195,952円
増 減 額	4,636,000円

違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金にかかる違約金）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	1,904,958円
平成26年度決算額	1,904,958円
増 減 額	0円

当該貸付金については、従来から債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）に対し、電話や文書、訪問等による督促を行うほか、担保物件の処分、分割納付等により債権回収を図っている。  
 全庁的な未収金対策の強化を図るため設置されている徳島県未収金対策委員会や関連部会等を通じ、他部局との債権回収手法等の情報共有や、担当職員の知識・スキルアップに努めつつ、債権管理業務の基本的処理方法を定めた債権管理マニュアルに基づき、債務者等の償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。  
 また、長期償還中断先や、支払い能力があるにも関わらず滞納している債務者等については、サービサー（債権回収会社）や弁護士といった専門家を最大限活用するとともに、資産の任意売却による回収や法的措置を含めた積極的な債権回収を実施してきている。  
 これらの取組の結果、平成28年度においては、債務者等からの償還により、平成29年1月末までに4,805,500円を収納したところである。  
 今後とも、サービサー及び弁護士と連携し、債務者等への督促・交渉を強化し、資産売却を含めた債権回収策の検討を行うとともに、倒産した者に対しては、債務者等の所在、資産の状況、支払能力、相続の状況等を把握し、債務者等に対する訪問・督促等を引き続き行うことで債権回収を進めて参りたい。

< 労働雇用戦略課 >  
 雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	8,676,557円
平成26年度決算額	8,820,557円
増 減 額	144,000円

当該未収金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。  
 しかし、平成24年7月分までの返済額は毎月10,000円と債権額に比して少額であるために、返済額の増額について協議を重ね、同年8月分から2,000円増額し、毎月12,000円の返済を行うこととなり、それ以降は毎月12,000円の返済が実施されている。  
 その結果、平成27年度決算額で8,676,557円あった収入未済額のうち、平成29年1月末までに、120,000円を収納した。  
 今後も、引き続き返済額の増額交渉を継続し、早期の完済に向けた取組を強化していきたい。

< 農林水産政策課 >

農業改良資金貸付金元金収入，同貸付金にかかる違約金及び延納利息，林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	15,370,216円
平成26年度決算額	16,645,216円
増 減 額	1,275,000円

違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金にかかる違約金）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	458,798円
平成26年度決算額	458,798円
増 減 額	0円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	5,322,402円
平成26年度決算額	5,382,402円
増 減 額	60,000円

< 用地対策課 >

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	548,227,428円
平成26年度決算額	553,227,428円
増 減 額	5,000,000円

貸付金債権の保全と回収を図るため，全庁的な組織である徳島県未収金対策委員会における取組方針に基づき，部局間の情報連携を図るとともに，職員間での回収状況の共有等による債権回収策の検討を行い，債務者等の営農状況や経済状況の実態を把握しながら，電話や訪問面談等による督促を行った。

その結果，農業改良資金貸付金元金収入については，平成27年度決算額に対し，平成29年1月末までに，570,000円を収納し，収入未済額は14,800,216円となっている。また，違約金及び延納利息については，長期間返済が停滞していたが，重点的な訪問督促等を行った結果，定期的な返済が開始され，平成27年度決算額に対し，平成29年1月末までに，50,000円を収納し，収入未済額は408,798円となっている。継続して，連帯保証人への強力な支払督促及び他の金融機関からの借換による一括返済に向けた協議を進めている。

林業改善資金貸付金については，平成27年度決算額に対し，平成29年1月末までに，45,000円を収納し，収入未済額は5,277,402円となっている。経済的理由から支払額は少ないものの，償還は継続されている。

今後は，収入未済額については，債務者や連帯保証人への電話や訪問面談等を引き続き行うとともに，債務の削減を促進するため，償還計画の見直しを指導するなど，債務者等に対して，強力的に支払請求を行い，一層の収入確保に努めたい。

また，返済状況を踏まえ，債務が削減されない場合には，必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど，未収金対策に万全の措置を講じて参りたい。

平成28年4月から平成29年1月までの間，厳しい県財政の下，これまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえて，債務者を訪問又は県庁で面談するなどして10回にわたり債務者に対し督促を行った。

債務者の代表者からは，厳しい経営環境が続いているが最大限の償還ができるよう努力するとの意志表示がなされ，平成27年度決算額で548,227,428円であった収入未済額のうち，平成29年1月末までに，4,000,000円を収納した。さらに，平成29年2月以降も，受注量の極端な落ち込み等がなければ年度内に納付を行うとの意志が示されていることから，最終的には，最低でも昨年度の償還額（5,000,000円）と同等，あるいは，それを上回る収納を見込んでいる。

しかしながら，厳しい県財政の下，県民負担の公平性，県民の信頼確保の観点から，従前にも増して未収金の削減に向けた努力が求めら

れているところであり、今後も、経済情勢及び債務者の経営状況を把握し、引き続き会社訪問をするなどして強力に督促を重ねるとともに、専門家の活用も図りながら、粘り強く回収に努めたい。

< 住宅課 >

住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成27年度決算額	251,397,718円
平成26年度決算額	256,476,630円
増減額	5,078,912円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	22,048,248円
平成26年度決算額	21,834,444円
増減額	213,804円

敷金収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	929,100円
平成26年度決算額	1,173,990円
増減額	244,890円

1 講じた措置

- (1) 文書による納付催告の実施  
平成28年8月に、2か月以上の滞納者（高額滞納指導中の者を除く）158名に対して、文書による催告を行った。  
平成29年2月にも2か月以上の滞納者に対し文書による催告を行う。
- (2) 呼出納付指導等の実施（高額滞納者以外）  
平成28年11月に、6か月以上の滞納者56名及びその連帯保証人102名に対して、呼出納付指導（相談）を実施し、呼出に応じなかった者に対しては電話指導、文書による催告等を行った。  
上記の指導や、下記の夜間訪問納付指導にもかかわらず滞納の解消が図られない者については、平成29年3月に滞納者と連帯保証人に対する呼出を行い、面談による納付指導を行う。
- (3) 夜間訪問納付指導の実施  
平成28年4月に滞納者62名、8月に165名、10月に63名、12月に208名を対象に、住宅課・住宅供給公社・PFI管理センター職員による「夜間訪問督促」を実施し、滞納解消を強力に促した。
- (4) 訴訟を前提とした呼出納付指導の実施（高額滞納者）  
平成28年7月から、継続的に高額滞納者に対する呼出納付指導を実施。  
滞納額30万円以上の者及び納付状況から数か月以内に滞納額が30万円を超えと思われる者を対象に滞納者15名とその連帯保証人26名に対して、訴訟を前提とした呼出納付指導を行ったところ、3名が完納したのをはじめ、分割納付の履行等の効果があった。
- (5) 悪質な高額滞納者に対する明渡請求と訴訟の提起  
納付指導に応じない悪質な高額滞納者及びその連帯保証人に対して、全額納付を条件とした明渡請求通知を送付した。  
応じない者に対し、家賃等の支払いと家屋等の明渡しを求める訴訟を5月に5件、11月に1件提起した。（全件勝訴）
- (6) 弁護士との連携強化  
滞納事例には、自己破産・服役・行方不明・不正入居等様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

2 今後の対応

継続的な電話や文書による納付指導、夜間訪問督促、連帯保証人を含めた呼出指導など滞納者本人に直接指導することが、納付の促進に繋がっていることから、これらの取組を徹底して行う。また、新たな滞納の発生を防止するため、滞納が生じた場合には早め早めにこまめに納付指導・督促を実施し、滞納額が少ない初期のうちに

細やかな対応を行う。

さらに悪質な高額滞納者に対しては、住宅の明渡しを求める法的措置を前提に強い姿勢で納付指導を行う。

#### 住宅使用料の収入未済額の状況

平成27年度末の収入未済額	251,397,718円
上記の平成29年1月末現在の収入未済額	235,570,698円
収入済額	15,827,020円

#### 雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

平成27年度末の収入未済額	22,048,248円
上記の平成29年1月末現在の収入未済額	21,943,248円
収入済額	105,000円

#### 敷金収入の収入未済額の状況

平成27年度末の収入未済額	929,100円
上記の平成29年1月末現在の収入未済額	912,000円
収入済額	4,200円
調定による減額	12,900円

#### < 運輸政策課 >

雑入（不法占用物件撤去費用）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

#### 雑入（不法占用物件撤去費用）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	23,656,540円
平成26年度決算額	0円
増減額	23,656,540円

不法占用物件撤去費用（23,656,540円）における未収は、次の2件である。

- 1 県の防潮堤工事に支障となった不法占用物件を県の申立に基づき裁判所が撤去し、県が費用負担した19,758,950円の回収に向け、平成26年12月に強制競売申し立てを行ったが、強制競売を実施するのに根抵当権設定登記及び所有権移転請求権仮登記が妨げとなったことから、平成27年7月に両登記の抹消を求めて提訴した。  
当該訴訟は現在係争中だが、今後、訴訟の結果に基づき、強制競売により未収金回収を図りたい。



2 県有地の野積場の不法占用物件を県の申立に基づき裁判所が撤去し、県が費用負担した3,897,590円について、納付を促すため、債務者に対して督促を実施し、文書による催告や自宅訪問により未収金回収に努めた。

今後も、文書による催告や自宅訪問により、引き続き納付を促していく。なお、債務者3名のうち2名は行方不明となっており、所在把握に努めることとする。

また、当該債権については、既に債務名義を取得しているため、民事上の強制執行が可能であり、納付交渉に応じない場合には、強制執行の手続を検討する。

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >  
 港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成27年度決算額	13,647,020円
平成26年度決算額	9,316,470円
増 減 額	4,330,550円

平成19年度に「港湾施設占・使用料未納者に対する滞納処分事務処理要領」を策定し、未収金対策会議を開催して対応状況の検討を行い、未収金の削減及び発生防止に鋭意努めている。

平成28年度は、積極的な納付指導を粘り強く行った結果、平成27年度決算では13,647,020円あった収入未済額のうち、平成29年1月31日までに、9,621,280円を収納した。

今後とも、未収金回収に向けた取組を一層強化し、収入未済額の縮減に努めたい。

未収となっていたのは、4法人であり、このうち3法人9,621,280円については、全額回収済みである。残る1法人への対応状況及び今後の取組は次のとおりである。

この法人は、現在、休眠状態で、代表者も所在不明の状況である。

県は、法人所有の倉庫を差押え、平成25年度に公売を実施したが、売却に至らなかった。このため、平成26年度以降は弁護士との対応協議を進めてきた。

今後は、公売による未収金回収を前提としながらも、将来的に港湾施設（倉庫用地）が再活用され、継続した占用料収入が得られるよう、倉庫の強制撤去も視野に入れ、対応していく。

< 東部県土整備局 吉野川庁舎 >  
 河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成27年度決算額	5,263,519円
平成26年度決算額	5,765,381円
増 減 額	501,862円

収入未済への対応については、新たな未済の発生を防ぐため、督促状を送付するとともに、重点的に電話での督促や戸別訪問を行うなど納付指導を行った。

また、収入未済が継続している案件については、分割支払計画書を提出させるなど、状況に応じた対応を行うことにより、収入未済額の削減に努めた。

平成27年度決算における主な滞納者についての平成28年度における対応状況は次のとおりである。

1 A法人  
 河川占用料4,090,965円を滞納したA法人については、分割支払計画書を提出させ、この計画に基づいた納付がなされるよう継続的な指導を行ったことにより、平成29年1月末までに、2,959,375円を収納した。

引き続き、分割支払計画による着実な納付を指導する。

## 2 B個人

河川占用料575,500円を滞納したB個人については、平成24年度以降の占用許可の更新を行わず、新たな未収金の発生を防ぐとともに、分割支払計画に基づいた返済を指導したことにより、平成29年1月末までに、100,000円を収納した。引き続き、分割支払計画による着実な納付を指導する。

この結果、平成27年度決算額で5,263,519円であった収入未済額は、平成29年1月末現在で3,263,965円を収納し、1,999,554円となっている。今後とも、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、現在の未収金については、継続的かつ粘り強い納付指導を行うことにより削減を図りたい。

< 南部総合県民局経営企画部 美波庁舎 阿南庁舎 >

県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

### 県税の収入未済額の状況

平成27年度決算額	161,180,944円
平成26年度決算額	187,766,987円
増 減 額	26,586,043円

「平成28年度県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、平成28年7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め集中的に滞納整理を行った。

また、11月から12月までの間を「県税・市町村税県下一斉徴収強化月間」として、局長と市町長との連名による共同催告書の発送を行うなど、県と市町が一体となった徴収強化に努めた。

特に収入未済額の大部分を占める個人県民税の徴収対策として、平成27年度に引き続き阿南市及び美波町に対して税務職員の長期派遣を行った。

県の税務職員が市町職員と共同して納税指導や差押等の滞納処分を行うことで、未済額の圧縮だけでなく、市町職員に対し徴収ノウハウの提供も行い、県税収入の確保に努めている。

自動車税を始めその他の税目については、滞納者に対し文書や電話での催告、戸別訪問による納税指導を行うとともに、財産の一斉調査により担税能力を把握した上で、定期的を実施する「滞納分析会議」により、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認し、財産があるにもかかわらず納税意思が薄い滞納者に対しては厳正に滞納処分を行った。

一方、財産調査等の結果、生活困窮者や将来的にも徴収見込みがないことが明らかな者については、一旦処分の執行を停止するなど滞納者の状況に応じた滞納整理を進めた。

特に滞納件数が多い自動車税については、東部県税局<自動車税庁舎>と連携し、徴取引継を受ける前の現年課税分についても積極的に情報交換、滞納処分を行っており、新たに発生する未済額の圧縮を図った。

以上の結果、平成27年度決算において161,180,944円であった県税の収入未済額は、平成29年1月末現在116,505,700円となり、44,675,244円(27.7%)を縮減した。

今後も納期内納付向上の広報や適時適切な納税指導により自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分に

よる公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。  
また、個人県民税については、管内市町と連携し徴収支援の充実に努めたい。

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >  
返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成27年度決算額	17,097,297円
平成26年度決算額	14,851,609円
増 減 額	2,245,688円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	13,446,665円
平成26年度決算額	13,687,155円
増 減 額	240,490円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	1,858,239円
平成26年度決算額	1,863,450円
増 減 額	5,211円

1 返納金の未収(17,097,297円)のうち、  
(1) 児童扶養手当返納金(1,436,120円)については、担当者と母子父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導などを実施している。その結果、債務者3名は分納を続けており、平成29年1月31日現在、20,000円が納入されて、未収金額は、1,416,120円となっている。

また、新たな返納金の発生の未然防止策が極めて重要であることから、児童扶養手当の新規認定時や既受給者から現況届が提出される時点で、不正受給の注意を喚起するリーフレットを全員に配布し、返納金の発生防止に努めているが、今後とも、町との連携を一層密にし、返納金の発生防止の徹底を図りたい。

(2) 生活保護返納金(15,661,177円)については、地区担当員の通常の訪問、査察指導員との同行訪問、文書・電話による督促等あらゆる機会を通じて返済を求めている。また、保護継続中の者は最低生活の維持が可能な範囲での計画的な返済を指導し、保護廃止者においても納付計画の見直しを含め、粘り強い督促を行っている。さらに、これ以外にも、平成26年の生活保護法の一部改正により、不正受給に係る徴収金の保護費との相殺が可能となったことから、本人からの申し出を受け、最低生活維持に支障のない範囲で未収金の確実な回収を進めるなど、債務者の状況に対応した適切な債権管理に努めている。

これらの結果、平成29年1月31日現在、1,422,176円が納入され、37,829円を減額調定(平成27年度の二重調定を削除)により、未収金額は14,201,172円となっている。

2 母子福祉資金貸付金元利収入の未収(13,446,665円)及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の未収(1,858,239円)については、担当職員と母子父子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する納付指導を強化するため、ケース会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、徴収の実があがるよう努めている。また償還開始の連絡の際には、担当職員と母子父子自立支援員が通知を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

その結果、平成29年1月31日現在、母子福祉資金貸付金については、482,497円が納入され、未収金額は12,964,168円となっており、寡婦福祉資金貸付金については、全額未収納である。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子父子自立支援員による各種相談や母子父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組んで参りたい。

<教育委員会学校教育課>

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	122,236,480円
平成26年度決算額	110,860,580円
増 減 額	11,375,900円

奨学金貸付金の未収金については、「奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、返還指導を強化するため「未収金削減強化月間」を2か月間設定するなど、課をあげた「奨学金未収金対策チーム」を中心として、重層的な取組を行っている。

長期間返還を行わない滞納者に対する重点的な督促  
督促文書を送付し、指定した納期限までに収納が確認できない者や、返還計画書及び返還ができない理由書の提出のない者に対して、電話督促等を実施した。

新規返還開始者で初回返還が未納となった者に対する早期の返還指導  
滞納期間が短期の滞納者と併せて、滞納期間が長期化しないよう初期段階での電話による返還指導を実施した。

奨学生等の住所等の把握  
送付書類が返信されるなど、住所を変更した可能性がある者に対しては、関係者への架電等により住所を把握し、奨学生等の住所変更の手続きを促進した。

個々の状況に応じた適切な返還指導  
返還猶予等の申請及び分割返済の説明を行うとともに、滞納をしている奨学生等は、失業など様々な悩みを抱えている場合が多いことから、悩みを抱えている人が相談できる専門機関を一覧表にまとめたリーフレットを督促文書と一緒に送付した。

法的措置の予告に基づく返還指導  
再三の返還指導・督促にもかかわらず返還を行わない長期滞納者に対しては法的措置の予告を実施し、対象者からは分割返還の約束等の書類を提出させている。これに基づく、返還についての指導を行った。

新たな滞納発生の防止  
早期に人的担保を確保するため、貸与申請時に保証人に対しても誓約書への署名を求めるとも、返還時の負担を軽減するため、貸与額を3種類の額から選択できるような制度設計にした。

サービスの活用  
平成28年度から、長期療養等で返還が極めて困難な者等への配慮をした上で、督促業務の一部をサービス（債権回収会社）に委託し、未収金の削減を図ることとしており、平成29年2月1日から本格運用を始めた。

また、対象となる返還者に対して事前周知を行ったところ、一

部の対象者からは返済や返還についての相談があるなど、未収金削減が期待できる反応が見られた。

こうした取組の結果、平成27年度決算額で122,236,480円あった収入未済額のうち、平成29年1月末現在、9,551,620円を収納した。  
今後も引き続き、個々の状況を充分把握しながら、適宜効果的な取組を行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の抑制に努めて参りたい。

<教育委員会人権教育課>  
教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	305,148,519円
平成26年度決算額	297,994,745円
増減額	7,153,774円

当該貸付金元金収入については、奨学金貸付金に関する債権管理マニュアルに基づき、滞納者に対する督促状の送付や電話による納付指導をはじめ、債務者との面談機会を増やすための相談窓口の開設や戸別訪問を行うなど、課員全員体制で歳入確保に努めている。  
特に、平成28年度は、より多くの債務者へ連絡を取るため、電話による納付指導に重点を置き、面談できなかった者や返還手続のない者等に対して、生活の状況等を丁寧に聴取し、各債務者に適した返還指導に取り組んだ。  
その結果、平成27年度決算額で305,148,519円であった収入未済額のうち、平成29年1月末までに、5,351,988円を収納した。  
また、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、「奨学金返還のしおり」について、文字の大きさや文章構成を工夫するなど、より分かりやすく改訂し、制度の周知を図ることで、新たな収入未済の発生防止に努めた。  
今後とも、このような取組を継続する中で、債務者の生活の状況等を勘案しながら、分割納付など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<警察本部会計課>  
過料等（放置違反金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

過料等（放置違反金）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	1,456,000円
平成26年度決算額	1,490,000円
増減額	34,000円

未収となっている放置駐車違反に係る放置違反金の徴収については、督促状等の文書を送付することはもとより、滞納者の所在を調査の上、職員が自宅を訪問するなどして納付を求めているところである。  
さらに、督促に従わない場合には、道路交通法の規定に基づく車検拒否制度の適用を行うなどして徴収に向けた取組を進めているところである。  
その結果、平成27年度決算額で1,456,000円(96件)であった収入未済額のうち、平成29年1月末までに、  
面接等による徴収 153,000円（10件）  
車検拒否制度の適用による徴収 48,000円（3件）  
を行い、201,000円（13件）を徴収した。  
今後も適切な債権管理を行い、所在が不明となっている債務者の追跡調査を行うほか、徴収に向けた対策を強化するなどして、未収となっている放置違反金の徴収に努めてまいりたい。

<中央病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成27年度決算額に係る 平成28年5月末残額	109,129,281円
平成26年度決算額に係る 平成27年5月末残額	101,867,683円
増 減 額	7,261,598円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、職員による戸別訪問を実施し、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期収納に努めている。

また、長期間滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対しては、平成19年度から法的措置として71名に対し、支払督促を実施しており、平成28年度においては、240,500円を回収した。

さらに、会計窓口の24時間化や、クレジットカード等による支払いを可能とすることにより、患者の利便性を高めるとともに、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度等を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の平成27年度決算額に係る平成28年5月末残額109,129,281円のうち、9,994,759円を平成29年1月末までに収納した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、時間外診療における身分証明書類及び本人以外の連絡先の確認を徹底し、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施するなど、適切な債権管理に努めたい。

< 三好病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成27年度決算額に係る 平成28年5月末残額	41,812,664円
平成26年度決算額に係る 平成27年5月末残額	40,512,856円
増 減 額	1,299,808円

未収金の回収については「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、電話、文書による督促を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、滞納者に対して分割納付・高額療養費制度の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。

また、長期間滞納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対しては、平成20年度から支払督促の申立や訴訟などの法的措置を37名に対して実施しており、その結果、法的措置による未収金回収額累計は、平成29年1月末までに2,588,752円となっている。このうち、平成28年度は、1名から30,000円を回収している。

さらに、地域医療センターでは、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介するなどの取組により未収金発生防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の平成27年度決算額に係る平成28年5月末残額41,812,664円のうち、1,182,132円を平成29年1月末までに収納した。

今後とも、未収金発生を未然に防止するため、患者の状況に応じた対応に努めるとともに、電話・文書・戸別訪問による督促及び必要に応じた法的措置を継続して行うことにより未収金の回収強化に努めたい。

< 海部病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、電話、督促状の送付及び戸別訪問による支払督促を実施するとともに、医事業務委託業者等と連携して、未納者の来院時に面談を

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成27年度決算額に係る 平成28年5月末残額	7,689,024円
平成26年度決算額に係る 平成27年5月末残額	7,207,596円
増 減 額	481,428円

行い分割納付等の手続きについても説明し、納付誓約書や分割支払予定書等を徴収するなど早期収納に努めている。

また、長期間滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対しては、平成21年度から法的措置として4名に対し支払督促を実施しており、その結果、そのうち3名については分割納付を開始、1名については債務名義を取得するなど、法的措置による未収金回収額累計は、平成27年度末までに470,660円となった。なお、平成28年度においては、滞納債務者に対して戸別訪問等による督促を実施したものの、回収実績はなかった。

さらに、当院地域医療センターにおいては、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談を実施し、高額療養費制度や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介等を行うとともに、出産育児一時金等の直接支払制度の活用や、クレジットカード決済端末機の導入等により、新たな未収金発生防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の平成27年度決算額に係る平成28年5月末残額7,689,024円のうち、741,209円を平成29年1月末までに収納した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の防止に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

(2) 収入で調定漏れとなっているもの

<水産振興課>

行政財産の使用料について、調定を失念していたため、使用料が徴収されていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

調定漏れとなっていた収入は、電柱及び支線の設置を目的とする県有種苗生産施設敷地の使用許可（使用許可年月日：平成27年12月4日、使用許可期間：平成27年12月27日から平成32年3月31日まで）に伴う行政財産の使用料22,500円であり、本来であれば、当該行政財産の使用開始前にその全額を納付させなければならなかったが、調定及び納入通知書の発行手続きを担当者が失念していたため、徴収されていなかったものである。

事案の発生を受け、再発防止に向けて、組織的な確認を徹底するべく、これまで当課の振興流通担当が所管してきた行政財産の使用許可に際して、新たに当課の別の担当である企画管理担当を合議に加えるとともに、「使用料管理簿」の作成・管理を担わせ、チェック体制の強化を図ったところである。

また、調定漏れとなっていた当該使用料22,500円は、調定を行い、納入通知書を発行・送付し、平成28年8月12日に収納済みとなっている。

今後とも、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行の確保に努めたい。

(3) 契約事務で適切でないもの

<農林水産総合技術支援センター 経営推進課>

情報発信業務委託契約について、随意契約によることのできる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約をしていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

今回の事案は、本来は競争入札により委託事業者を決定すべきところ、委託事業を適正に実施できると思われる複数事業者から見積徴収を行い、最低額を提示した事業者と委託契約を締結したものである。

今回の指摘を受け、課内で情報を共有し、契約事務規則や随意契約ガイドラインに基づく適切な事務処理を行うよう改めて周知徹底した。

また、委託契約の締結方法に関するチェックシートを作成し、契約

		<p>担当者が適切な契約方法であるか確認するとともに、立案文書に添付し、複数人で委託契約の締結方法が適切であるか確認することによって、再発防止を図った。</p> <p>今後とも、契約事務の適正化について、定期的に職員への確認及び周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。</p>
--	--	--